

# 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の運用について

〔平成17年12月1日17農振第1360号  
農村振興局長、林野庁長官、水産庁長官通知〕

## 第1 法の趣旨

近年、都市住民を中心に、自然が豊かで心の安らぐ農山漁村空間や農林漁業の教育的効果に対する期待が強まっており、農山漁村滞在型の余暇活動への関心が高まっている。

しかしながら、都市住民を受け入れる側の農山漁村においては、受入れのための条件整備が未だ不十分な状況にあり、受入れ条件の整備を図ることにより、人的交流の活発化、経済的な効果等を通じて農山漁村の活性化を推進するとともに、滞在型余暇活動の推進を通じてゆとりある国民生活の実現を図っていくことが必要である。

このような状況に対応して、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針を定め、これに基づき市町村計画を作成する等の措置を講ずるとともに、農林漁業体験民宿業について民間団体による登録制度を実施する等により、農山漁村滞在型余暇活動の基盤の整備を促進するのが本法の趣旨である。

## 第2 農作業体験施設等の内容等

1 農作業体験施設等は規則第1条各号に掲げるとおりであるが、具体的には、次に掲げるような施設が該当する。

(1) 農作業の体験施設

農作物の作付け、収穫その他の農作業の体験に必要な体験農園等の施設

(2) 教養文化施設

地場の農産物を使用した農産加工若しくは料理の体験又は地域の農業及び農村文化並びに農家の生活に関する知識の習得に必要な体験学習施設、資料展示施設等

(3) 休養施設

農用地その他の農業資源と周囲の環境とが一体となって形成している良好な農村の景観の鑑賞に必要な休憩施設、広場施設等

(4) 集会施設

地域の農業者との交流、伝統芸能の実演に必要な研修施設、展示場施設等

(5) 宿泊施設

宿泊しながら農村滞在型余暇活動が体験できる農林漁業体験民宿、バンガロー等

(6) 販売施設

地場の農産物、農産加工品等の販売に必要な地域特産物販売施設等

(7) 前各号に掲げる施設の利用上必要な施設

前各号に掲げる施設に附帯して設置される飲食施設、休憩施設、駐車場、管理施設等

2 規則第2条第2号のホ及び第3号のホの山村滞在型余暇活動及び漁村滞在型余暇活

動のために利用されることを目的とする施設は、具体的には、1に掲げる施設と同様の施設で、山村滞在型余暇活動及び漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設が該当する。

3 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するための措置を講じる地域の要件は法第3条に規定されているが、その適用に当たっては次の事項に留意するものとする。

(1) 法第3条第1号について

「良好に保全されていること」とは、適正に管理され有効に利用されていることをいう。

(2) 法第3条第2号について

「農用地その他の農業資源」とは、自然的な資源として見た場合の農産物の生産が行われる場であり、例えば農用地、水等を指すものである。

(3) 法第3条第3号について

「機能の整備を促進することが相当であると認められること」とは、自然資源が豊かであり、整備をすることにより十分な機能の発揮が見込まれ、地域の所得、労働機会の確保の観点から農村滞在型余暇活動への取組みが必要であり、農村滞在型余暇活動への取組みに対する地域的な意識が高く、また、伝統文化が豊かであり、農村滞在型余暇活動において役割を發揮できる人材がいることをいう。

### 第3 基本方針

1 都道府県知事は、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとされている（法第4条第1項）。

基本方針において定めるべき事項は、法第4条第2項に掲げられているとおりであり、第4の市町村計画の指針となるべきものを定めるものとする。

2 基本方針において定めるべき事項の内容は、それぞれ次のとおりとし、当該都道府県の自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して当該都道府県の区域を区分して定めることができるものとする。

(1) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

ア 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

この事項においては、地域の将来像を見据えつつ、良好な農村景観の形成をはじめ交流のための良好な空間の形成、農作業体験施設等交流施設の総合的・一体的整備、自然・伝統・文化の活用等農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の基本的な方向を明らかにするものとする。

イ 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方

この事項においては、住民の主体性の尊重、農業をはじめとする地域産業の振興、女性・高齢者等の能力発揮の場の確保、自然環境・景観の保全との調和等農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に当たっての留意点及び整備の進め方に関する基本的な考え方を明らかにするものとする。

(2) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ずべき地区の設定に関する事項

この事項においては、法第3条に規定する要件について当該都道府県の地域の実情に沿った整備地区の設定に関する方針を明らかにするものとする。

(3) 整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項

この事項においては、整備地区における農用地その他の農業資源の有する多面的な機能の発揮、良好な農村景観の維持・形成等土地利用の基本的な方針を明らかにするものとする。

(4) 整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項

この事項においては、地域の農林漁業の理解促進への配慮、地域住民の意向の重視、施設間の有機的連携の確保等農作業体験施設等の整備に当たっての留意点等を明らかにするものとする。

(5) その他必要な事項

その他農業振興に関する諸計画との調和、支援体制の整備、市町村間の連携活動の推進等農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要とされる事項を定めるものとする。

(6) 農林水産省令で定める事項

基本方針においては、整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備と併せて行うことが必要と認められる山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関して農林水産省令で定める事項を定めることができるものとされている。その事項は、規則第3条に掲げるとおりであり、その内容はそれぞれ次のとおりとする。

ア 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備と併せて行うことが必要と認められる山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

(ア) 山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

この事項においては、(1)のアと同様に、山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の基本的な方向を明らかにするものとする。

(イ) 山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方

この事項においては、(1)のイと同様に、山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に当たっての留意点及び整備の進め方に関する基本的な考え方を明らかにするものとする。

イ 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備と併せて行うことが必要と認められる山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な事項

(ア) 山村・漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に関する事項

この事項においては、(4)と同様に、山村・漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする法第2条第4項及び規則第1条で定める施設と同様の施設等の整備に当たっての留意点等を明らかにするものとする。

(イ) その他山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事

## 項

この事項においては、(5)と同様に、森林の整備に関する諸計画、漁業振興に関する諸計画との調和等山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項を定めるものとする。

- 3 山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項については、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備と併せて行うことが必要な場合に定められることとなっているところであるが、その必要性の判断については、林業・漁業の振興、利用者の利便の増進等の観点から地域の実情に応じて柔軟に行い、当該事項について積極的に定めるよう努めるものとする。なお、山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項については法第3条に規定する地域に限定することなく基本方針に定めることができる。
- 4 基本方針を定めるに当たっては、都道府県における総合的な開発計画、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。)第4条第1項の農業振興地域整備基本方針その他の農業振興に関する諸計画、森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の地域森林計画等森林の整備に関する諸計画、漁業振興に関する諸計画その他の計画との調和、調整に留意するものとする。
- 5 基本方針を定めようとするときは、都道府県知事は都道府県段階の農林漁業者の組織する団体等の意見を聴くものとする。
- 6 基本方針の策定においては、都道府県の農業担当部局、林務担当部局及び水産担当部局は連携を密にするものとする。
- 7 都道府県知事は、法第4条第4項の規定により農林水産大臣に協議をしようとするときは、地方農政局長(沖縄県にあっては、沖縄総合事務局長)を經由して(北海道にあっては直接)これをするものとする。
- 8 法第4条第5項の規定による基本方針の公表は、都道府県の公報にその概要を掲載するとともに都道府県の主たる事務所及び従たる事務所(農林水産業に関する行政事務を分掌するものに限る。)において縦覧に供することにより行うものとする。

## 第4 市町村計画

- 1 市町村は、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する計画を作成することができることとされている(法第5条第1項)。市町村計画において定めるべき事項は、法第5条第2項に掲げられておりであり、地域の実情に応じた機能の整備の方針、都市住民の需要に合った計画的な整備の推進等について明らかにするものとする。
- 2 市町村計画において定めるべき事項の内容は、それぞれ次のとおりとし、市町村の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、都道府県知事の定めた基本計画に即して定めるものとする。
  - (1) 整備地区の区域  
この事項においては、整備地区の区域の範囲について明らかにするものとする。  
なお、整備地区には、地域森林計画の対象とする森林及び森林法第7条の2第1項の森林計画の対象とする国有林を含めないものとする。

( 2 ) 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

この事項においては、土地利用、農業生産、都市農村交流施設等の現況並びに農村滞在型余暇活動のための地域資源の活用、農業及び関連産業の振興、女性・高齢者の能力発揮の場の確保等農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な方針を明らかにするものとする。

( 3 ) 整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項

この事項においては、整備地区における土地利用の基本的な方針を明らかにするとともに、良好な農村の景観の維持・形成、農作業体験の場を設定するための農用地等の保全・利用、土地利用に関する協定の活用等土地の利用に関する措置等について明らかにするものとする。

( 4 ) 整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項

この事項においては、整備地区における農作業体験施設等の整備について施設の種類、おおむねの位置、規模等について定めるものとする。

( 5 ) その他必要な事項

その他支援体制の整備、他の市町村との連携活動の推進等農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要とされる事項を定めるものとする。

( 6 ) 農林水産省令で定める事項

市町村計画においては、整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備と併せて山村・漁村滞在型余暇活動のための機能の整備に関して農林水産省令で定める事項を定めることができるものとされている。その事項は、規則第6条に掲げるとおりであり、その内容は具体的には次のとおりとする。

ア 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備と併せて行うことが必要と認められる山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

この事項においては、( 2 )と同様に、地域の林業・漁業等及び都市山村・漁村交流施設等の現況並びに山村・漁村滞在型余暇活動のための地域資源の活用、林業・漁業及び関連産業の振興等山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な方針を明らかにするものとする。

イ 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備と併せて行うことが必要と認められる山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な事項

(ア) 山村・漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に関する事項

この事項においては、( 4 )と同様に、山村・漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする法第2条第4項及び規則第1条で定める施設と同様の施設等の整備について、施設の種類、おおむねの位置、規模等について定めるものとする。

(イ) その他山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

この事項においては、(5)と同様に、支援体制の整備等山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項を定めるものとする。

- 3 山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項については、第3の3と同様積極的に定めるよう努めるものとする。なお、山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項については法第3条に規定する地域に限定することなく市町村計画に定めることができる。
- 4 市町村計画の作成に当たっては、農林漁業生産、景観、伝統文化等の状況など農村滞在型余暇活動及び山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能に応じて整備の対象とする地域等について適宜判断するものとする。
- 5 市町村計画は、おおむね5年後を見通し作成又は変更するとともに、交流人口数等の具体的な達成目標を定めるものとする。
- 6 市町村計画には、整備された農作業体験施設等の有効な利用を図るため、都市農村交流の担い手となる人材の確保及び育成に関する事項を定めるものとする。
- 7 市町村計画を定めるに当たっては、市町村における総合的な開発計画、農振法第8条第1項の農業振興地域整備計画その他の農業振興に関する諸計画、地域森林計画等森林の整備に関する諸計画、漁業振興に関する諸計画その他の計画との調和、調整に留意するものとする。
- 8 市町村計画を定めようとするときは、市町村長は農業委員会の意見を聴くものとされているところであるが、その円滑な推進を図る観点から、必要に応じ、併せて、農林漁業者の組織する団体、宿泊に係る施設を設置する者の組織する団体等から意見を聴くものとする。また、基盤整備を促進しようとする区域が漁港区域に及ぶ場合には当該漁港区域の漁港管理者の意見を聴くものとする。
- 9 市町村計画の作成又は変更に当たっては、地域の実情に応じ、地元森林管理署との連携、協力により、山村滞在型余暇活動を国有林野における森林レクリエーション利用等と一体的に推進するための事項について定めるものとする。
- 10 市町村計画の公表は、市町村の事務所において縦覧に供することにより行うものとする。

## 第5 協定

### 1 協定の趣旨

従来から地域の土地利用については申合せ等により調整が図られているが、農用地その他の農業資源の保健機能の増進のための土地利用を確保していくためには、土地所有者等の話し合いと合意形成を基礎にした協定によることが有効であることから、整備地区内にある土地の利用に関する協定（以下「協定」という。）が制度化されたものである。（法第6条第1項）

なお、協定は、土地所有者等の全員の合意によって定められることとされている。市町村長による認定制度は、公的な確認を行うことにより当該協定の妥当性と公益性を公示し、その適正な推進を図るために設けられたものである。

また、協定区域内の一団の農用地等の所有者は、市町村に対し、当該農用地等を農振法第8条第2項第1号の農用地区域として定めるべきことを要請できることとする

等の農用区域設定の特例は、協定が、農用地等の所有者等の全員の合意により締結されることにかんがみ設けられたものである。

協定制度の指導及び啓蒙普及に当たっては、協定制度創設の趣旨にかんがみ、地域住民の自主的話し合いを基礎として締結されること、地域の実情に即し地域住民の創意と工夫が反映されたものとなること、協定の内容が土地利用を不当に制限するものとならないよう十分配慮すること等に留意して行うものとする。

## 2 協定の内容

### (1) 協定区域

ア 「相当規模」については、自然的経済的社会的諸条件を考慮して地域の実情に応じて定められるものであるが、おおむね1ヘクタール以上を標準とするものとする。

イ 「一団の土地」とは、土地が連担して団地性を有する土地のことであって、土地が分離している場合は、これに該当しないものとする。

ウ 「大部分」とは、「10分の8以上」を目安とするが、地域の諸条件を考慮して柔軟に対応するものとする。

### (2) 農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地利用に関する事項

協定の内容としては、農用地について農用地として適切な利用を継続することの他、農業用施設用地や農家の住宅用地等について周囲の景観との調和に配慮すること等を地域の実情に応じて定めるものとする。

### (3) 協定に違反した場合の措置

違反した者に対して過度の私権の制約とならないような合理的な範囲内で、例えば次のような事項を定めるものとする。

ア 違約金の支払いに関すること。

イ 違反行為の差止めに関すること。

ウ 原状の回復に関すること。

### (4) 協定の有効期限

ア 協定の有効期間は10年を超えてはならないこととされているが、協定の目的を十分に達成するためあまり短期間にならないようにするとともに、地域における社会的経済的情勢の変化にも弾力的に対処する見地から、最低限5年以上を目安として適切な期間を定めることが望ましい。

イ 有効期間の定めのない協定は、認定の対象とならない。

### (5) その他必要な事項

その他必要な事項には、協定の変更及び廃止に係る手続並びに協定の運営方法を定めるものとする。

## 3 協定の認定手続

協定の認定の申請手続は、協定を締結した土地所有者の全員の連名又は代表者を選定している場合にあつてはその代表者名をもって、土地所有者等の全員の合意があつたことを証する書面を申請書に添付して行うものとする。

## 4 協定の認定基準

協定の認定の当否は、法第7条第1項各号に掲げる認定基準のすべてに該当するか否かについて審査し決定するものであるが、決定に当たっては次によるものとする。

- (1) 法第7条第1項第1号に関しては、
  - ア 協定区域が整備地区内に設定されていること。
  - イ 協定に係る土地所有者等の全員の合意が適正に得られたものであること。等につき審査するものとする。
- (2) 法第7条第1項第2号に関しては、協定が、土地所有者の自発的な意思に基づく私的な契約によるものであることから、土地利用を不当に制限するものでないこととしているところであり、次に掲げる事項が定められていないこと等につき審査するものとする。
  - ア 土地の第三者への譲渡の禁止
  - イ 農地法（昭和27年法律第229号）上の転用許可申請の禁止
  - ウ 農振法上の開発行為の許可申請の禁止
  - エ 協定からの脱退の禁止
- (3) 法第7条第1項第3号に関しては、市町村計画に位置付けられた土地利用に関する協定の活用に関する事項との整合等につき審査するものとする。

#### 5 協定の認定の取り消し

- (1) 法第9条第1項各号に掲げる要件に該当するものと認められるに至った場合は、市町村長は、協定の認定を取り消すことができるものとされているが、具体的には、例えば次のような場合が該当すると考えられる。
  - ア 土地所有者等の全員の合意形成に瑕疵のあったことが認定後において明らかとなった場合
  - イ 協定区域内の土地が農業振興地域でなくなった場合
  - ウ 協定の有効期間が相当程度経過しても協定に定める事項が達成されず、かつ、将来にわたってもその達成が見込めない場合
- (2) 市町村長は、協定の取消しに当たっては、その理由を協定に参加している土地所有者等に対して明らかにするものとする。
- (3) 市町村長は、協定の取消しを行った場合は、法第7条第2項の規定による協定区域である旨の掲示を遅滞なく撤去するものとする。

## 第6 農作業体験施設等

### 1 農作業体験施設等の整備に関する計画の認定等

市町村計画を作成した市町村は、農業者の組織する団体が策定した整備地域における農作業体験施設等の整備に関する計画について、当該計画が市町村計画に適合したものであると認めるときはその計画が適当である旨の認定を行うものとされ（法第12条）国及び地方公共団体は、当該計画に従って当該農業者の組織する団体又はその構成員が農作業体験施設等を整備するのに必要な資金の確保又は融通のあっせん等に努めるものとされている（法第13条）。

市町村は、認定後における計画の円滑な実施が図られるよう指導等に努めるものとする。

## 2 農作業体験施設等の整備の促進

農業者の組織する団体が作成した整備地区における農作業体験施設等の整備に関する計画の認定に当たって、市町村は、必要に応じ融資機関等関係機関との連絡調整を行い、認定後における計画の円滑な実施が図られるよう努めるものとする。また、市町村は、林業者、漁業者又はその組織する団体が市町村計画に沿って山村・漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を整備しようとする場合は、必要に応じ融資機関等関係機関との連絡調整を行い、その円滑な実施が図られるよう努めるものとする。

## 第7 農林漁業体験民宿業者の登録等

### 1 趣旨

法第18条から第20条までの規定により農林水産大臣の登録を受けた者(以下「登録実施機関」という。)による農林漁業体験民宿業者の登録制度は、農林漁業体験民宿業者については、農林漁業体験民宿業者が自ら又は地域の農林漁業者等と連携し農作業、森林施業、漁ろう等の体験の指導等の役務の提供を行うことが都市の住民にとって充実した余暇活動となること、農山漁村地域の振興に寄与するためには農林漁家経済の安定を図ることが必要であることから、規則第14条に掲げる登録の基準等に従って営業を行うことを要件として登録を行うことにより、農林漁業体験民宿業者の業務内容の向上を図り、もって利用者の利便性の増進及び地域の農林漁業者との調和の確保に資するため設けられたものである(法第16条第1項)。

都道府県知事による農林漁業体験民宿業者を構成員とする団体の農林漁業体験民宿業団体としての指定制度は、農林漁業体験民宿業者と地域の農林漁業との調整、利用客の苦情処理等当該団体が行う自主的な活動を促進するとともに、農林漁業体験民宿業者の組織化等の推進を図るために設けられたものである。農林漁業体験民宿業の適正な運営を図るため、地域における農林漁業体験民宿業者の登録の動向、組織化の状況等を勘案して迅速、適切に農林漁業体験民宿業団体の指定を行うとともに、登録制度創設の趣旨を踏まえつつ、その円滑な運営について助言、指導等に努めるものとする。

### 2 農林漁業体験民宿業者の登録の推進

農林漁業体験民宿業者の登録の制度が定着し、利用者の利便の増進及び地域の農林漁業との調和の確保が円滑に図られるためには、極力多くの農林漁業体験民宿業者が登録を受けることが必要であるので、都道府県等関係機関は本制度の周知徹底を図るものとする。

### 3 農林漁業体験民宿業者の登録の基準

#### (1) 規則第14条第1号イについて

「施設の適切な管理その他の事故防止のために必要な措置が講じられていること」とは、例えば、役務を提供する施設、農機具等の保守、点検が適切に行われていることをいう。

#### (2) 規則第14条第1号ハについて

「緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること」とは、利用者

に事故が発生したとき、最寄りの警察署、消防署、病院等への連絡体制が整備されていることをいう。

(3) 規則第14条第1号ホについて

「これに準ずる措置を講ずると見込まれる者」とは、規則第14条の趣旨を理解し、その基準におおむね適合している者のことをいう。

(4) 規則第14条第2号について

「保険契約等を締結することが適当でない場合」とは、例えば、具体的には、次のような場合が該当すると考えられる。

ア 主にあっせんにより農林漁業体験活動を提供している場合であって、あっせん先の農場等が保険契約等を締結している場合

イ 主に旅行会社主催のツアー客を受け入れている場合であって、当該旅行会社において保険契約等を締結している場合

ウ いも掘りの体験等、利用者の生命又は身体について損害が生じるおそれの極めて少ない農林漁業体験活動を提供している場合

(5) 規則第14条第3号イについて

「地域の農林漁業と調和のとれた農用地、森林、漁場等の利用に努めること」とは、地域の農林漁業活動への影響にかんがみ、農用地、森林、漁場等の利用について、地域の農林漁業従事者等と事前に調整を図るよう努めることをいう。

4 農林漁業体験民宿業者の登録の申請

(1) 規則第15条第2項の「許認可等」とは、具体的には、例えば以下のようなものが考えられる。

ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可

イ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可（ただし、食事の提供を行う場合に限る。）

ウ 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第3条第1項の登録（ただし、船舶により漁ろう等の体験を行う場合に限る。）

(2) 規則第15条第3項の「登録のため必要な書類」とは、例えば、以下のようなものが考えられる。

ア 事故が発生したときその他の緊急時における警察署、消防署、病院等の連絡先の一覧

イ 提供する農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の内容、料金等を示した書面

ウ 保険契約等を締結している場合は、その契約内容を示す書面

エ 宿泊施設の部屋数、収用人数、営業期間等を示した書面

オ その他規則第14条に適合していることを証する書面

5 農林漁業体験民宿業団体の指定

農林漁業体験民宿業団体の要件である農林漁業体験民宿業者を直接又は間接の構成員とする営利を目的としない法人としては、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会等が想定されるところ、指定に当たっては、地域において一に限るものではないが、都道府県知事は、制度の効率的な推進に配慮して指定するものとする。